

## 2 記入要領

### (1) 様式（その1）、（その2）及び（その3）共通関係

ア アンダーラインの部分には、（その1）においては、ボイラー又は第一種圧力容器の別を、（その2）においては、クレーン、移動式クレーン又はデリックの別を、（その3）においては、エレベーター、建設用リフト、簡易リフト又はゴンドラの別を記入し、「（設置・変更・廃止）」の部分は該当する事項を○印で囲むこと。

イ 「種類・型式」の欄には、正式の名称がない場合は通称を、型式については製品に付されているものを、それぞれ記入すること。

ウ 設置又は変更の届出を行う場合には、届出の設備等の種類に応じ該当する欄に記入し、廃止の届出を行う場合には、「省庁名、機関名、所在地」、「設置場所」、「種類・型式」及び「設置（廃止）年月日」の欄だけを記入すること。

エ 各欄に記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。

### (2) 様式（その1）関係

ア 「胴の長手継手」の欄には、管穴があるときは管穴部の効率を併せて記入すること。

イ 付属品の「安全弁」の欄には、その種類及び形式を記入すること。

ウ 附属装置の「給水装置」の欄には、装置の種類、給水能力、給水加熱器の有無を記入すること。

エ 燃焼装置の「燃焼（加熱）方法」の欄には、手だき、バーナー燃焼、ストーカ燃焼の別（圧力容器の場合にあっては、（加熱）方法として直火、蒸気、その他の別）を記入すること。

オ 「ボイラー室の構造」の欄には、木造、鉄筋コンクリート等の別を記入すること。

カ 「構造（使用）検査刻印番号」の欄には、当該設備の構造（使用）検査の刻印番号を記入すること。

### (3) 様式（その2）及び（その3）関係

ア 「台車」の欄には、その種類を記入し、その種類が記入できない場合は、別紙に図示して添付すること。

イ 「走行装置」の欄には、クローラ、ホイール等の種類の別を記入すること。

ウ 「製造許可番号（製造検査刻印番号）」の欄には、当該設備等の製造許可番号（移動式クレーン及びゴンドラについては、その設備等が製造されたときの検査の刻印番号）を記入すること。